

## 特定非営利活動法人 メンタルサポートあおば会員募集

特定非営利活動法人メンタルサポートあおばは、精神障がい者の方々の自立したい想いへの応援と、精神障がいに対する理解を社会に広める活動を、地域の方々と共に行っております。皆様のご理解とご支援をお願いします。



会員区分		入会金	年会費(1口)
正会員	個人	2,000円	2,000円
	団体	5,000円	10,000円
賛助会員	個人	1,000円	1,000円
	団体	5,000円	5,000円

### ☆ほっとサロン青葉☆

横浜市青葉区生活支援センターの運営  
居場所、相談、食事、生活サポート、サークル・グループ活動ほかイベントも  
利用時間帯：月～金の 10:00～19:00

### ☆相談支援事業☆

日常生活の中で困ったこと、不安なこと、  
病気、服薬、障がい、就労、その他相談・  
助言・情報提供いたします。  
利用時間帯：月～金の 10:00～19:00  
電話番号：045-910-1927

### ☆めたぼ☆

自立支援法や介護保険法による訪問  
介護、予防介護、ケアプランの作成等。  
年齢問わず、ご本人とご家族への援助  
利用受付時間：月～金の 9:00～17:30

### 連絡先：特定非営利活動法人

メンタルサポートあおば

〒225-0014 横浜市青葉区荏田西 2-14-3 ハーモス荏田 2階

電話 045-910-0107

FAX 045-910-0106

## 第2章 法人の目的及び事業(定款より)

### (目的)

この法人は、協同互助の精神に基づき、何らかの障がいにより日常生活が困難とされる方々に対して、自立した生活への支援事業を行い、安心して健やかに暮らせる地域社会を創造することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

### (事業)

- (1) 精神障害者生活支援センターの運営に関する事業
- (2) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (3)～(5)介護保険法に基づく居宅支援・サービス・介護予防サービス事業
- (6)福祉・保健に係る普及・啓発に関する事業
- (7)精神障害者の社会参加に関する事業
- (8)その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業

地域の方々や関係機関と連携し、  
ネットワークづくりを進めます。

## ☆ほっとサロン青葉☆

【月曜日から金曜日までの週間の取り組み】

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
ランチ作り	ピーズ作り	フレームン	ダンベル体操	映画鑑賞
英会話	カラオケ			昼食
夕食	夕食	夕食	夕食	夕食

その他、不定期に、

園芸部、足湯、だじゃれクラブ、お便りづくり

〔解説〕

フレームン：家にある楽器を持ち寄って演奏を楽しむクラブ。

例えば、リコーダー、ギター、タンバリン、カスタネット諸々。

結構楽しいようです。

【月間の取り組み】

### ① 専門相談

○医療相談：病気、病院、お薬のことなど、普段の受診ではゆっくり尋ねられず、不安になっていることから開放。安心できます。

○音楽療法：誰かと一緒に元気を出すきっかけに音楽から誘いがあります。楽しくなります。

○就労相談：働きたいが、自分にあった働き方を一緒に考え、安心して仕事に踏み出せるようサポート。自信を持つことが出来ます。

### ② その月のイベント

○季節行事や学習・研修会を催しています。

○ほっとサロン青葉は、多くの人と出会い、色々なことに気づき、自分らしく過ごす場を提供しています。

③音楽を聴いたり、テレビを見たり、漫画を読んだり、卓球で楽しんだり、自転車こいだり、寝そべったり、おしゃべりしたりと自由に自分にあった過ごし方が出来ます。

## ☆メンタルサポートあおば☆



地域で助け合って暮らしましょう。

メンタルサポートあおばのスタッフがサポートします。困ったことが出来たら、お電話下さい。

ほっとサロン青葉にお出かけ下さい。支援センターの相談員がお話し伺います。めたぼのスタッフがお一人暮らしのサポートいたします。



## ☆めたぼ☆

「メンタルサポートあおば」のめたぼです。スタッフのメンタル面の在宅訪問歴は、10～3年の経験者です。ご自宅に訪問し、下記の内容のサービス提供を行います。

- ①身体介護：身体に直接触れて行うサービス（入浴・排せつ・食事・衣服の着脱等）や、利用者とともに行う自立支援のサービス等
- ②生活〔家事〕援助：身体介護以外のホームヘルプサービス。但し、利用者が単身または家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難とされる場合。
- ③通院介助：身体の状態による身体介護が伴う介助と伴わないサービス
- ④重度訪問介護：重度の肢体不自由者で常時介護が必要な方への介護
- ⑤移動介護：日常生活上必要不可欠な買い物（本人同伴）、散歩、官公庁への用事、冠婚葬祭等社会生活上必要不可欠外出やスポーツ観戦、映画鑑賞等余暇を目的とした社会参加活動のための、通院を除く外出の援助〔移動支援〕
- ⑥その他必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言
- ⑦家族等あんしんサポート：ご家族に急な状況が出来た時、家族に代わっての安否確認・服薬確認・戸締り等チェックの支援

自立支援、介護保険を通じて、いつまでも安定した支援をし、本人とその家族が安心して暮らすことへの継続的な支援を目指しています。状態によって受けられるサービスの内容が変わっても、変わらぬお付き合いが出来るような関係作りです。

